

独立行政法人労働者健康福祉機構 平成16年度計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第1項の規定により、平成16年4月1日付けをもって厚生労働大臣の認可を受けた独立行政法人労働者健康福祉機構中期計画に基づき、同法第31条の定めるところにより、次のとおり、平成16年度の年度計画を定める。

平成16年4月1日

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 伊藤 庄平

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 機構の組織・運営体制の見直し

機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため次のとおり取り組む。

- (1) 本部の施設運営支援・経営指導体制の強化を図るため、本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、組織・運営体制を見直す。

特に労災病院については、個々の病院毎に経営分析指標に基づく財務分析を行うとともに、これに基づく経営指導・支援を行う。

- (2) 外部コンサルタントを活用することにより、人事・給与制度のあり方について調査・検討し、新たな制度の設計・構築を行う。

2 一般管理費・事業費等の効率化

- (1) 一般管理費(退職手当を除く。)については、業務委託の推進等人件費の抑制、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減、競争入札の積極的な実施に努める。

また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については、物品の統一化を行うことによる物品調達コストの縮減、保守契約内容の見直しにより節減に努める。

- (2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施による物品調達コストの縮減等により、その費用のうち運営費交付金の割合の低下に努める。

3 労災病院の再編による効率化

- (1) 労災病院の再編(統廃合)による効率化を図るため、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定する。

なお、統廃合実施計画策定に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に係る対策を盛り込む。

- (2) 「労災病院の再編計画」において平成16年度が廃止期限とされた霧島温泉労災病院については、「霧島温泉労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進め、平成16年度中に廃止する。

4 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止

「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、休養施設「大沢野パレス」（富山県大沢野町）を平成17年3月31日までに廃止する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 業績評価の実施、事業実績の公表等

- (1) 業務の質の向上に資するため、機構が実施する業績評価について、内部の検討に加え、外部の学識経験者等により構成される業績評価委員会を開催し、評価方法等の検討を行う。
- (2) 業務の透明性の向上に資するため、平成16年度の決算終了後に業務実績をホームページ等で公開し、広く意見・評価を求める仕組みを導入する。

2 療養施設の運營業務

(1) 勤労者医療の中核的役割の推進

勤労者医療の中核的役割を推進するため、労災疾病研究センターにおいて行う臨床研究、勤労者予防医療センターにおいて行う予防活動及び勤労者医療の地域支援の推進を図るため設置する地域医療連携室において行う地域支援の各機能を集約し、勤労者医療総合センターと称して組織的・計画的に運営し、次のとおり取り組む。

① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進

労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図るため、各労災疾病研究センターにおいて中期計画の別紙12分野の研究テーマ毎に研究開発計画を作成するとともに、次のような取組を行う。

ア 各労災病院の有する診療実績・研究実績等を総合的に勘案して12分野毎に中核病院を定めるとともに、当該中核病院に当該分野の研究を行う労災疾病研究センターを付設する。また、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築して、全労災病院から同ネットワークを通じて研究テーマ毎に研究・開発に必要な臨床データ等を集積する。

イ 研究開発されたモデル医療等の普及を図るため、身体への過度の負担に

よる筋・骨格系疾患、振動障害、化学物質の曝露による産業中毒、粉じん等による呼吸器疾患に関し、これまでの研究成果を基にして、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、アクセス件数を5千7百件以上得る。

ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会において各研究開発計画の事前評価を行うとともに、その結果を研究計画の改善に反映する。

② 勤労者に対する過労死予防等の推進

勤労者の健康確保を図るため、勤労者予防医療センターにおいて次のような取組を行い、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ4万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ1千2百人以上実施するとともに、利用者満足度調査を実施し、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。

ア 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を促進するとともに予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等し、指導・相談業務等に活用する。

イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、利用しやすい指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。

ウ 満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を勤労者に対する過労死予防等の推進業務の改善に反映する。

③ 勤労者医療の地域支援の推進

地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。

ア 紹介患者の取扱い等勤労者医療の地域支援業務を地域医療連携室に一元化し、労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、33%以上の患者紹介率を確保する。

イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、6千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。

ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ1万1千5百件以上の受託検査を実施する。

- エ ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を地域支援業務の改善に反映する。
- ④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供
- ア 12分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組を行う。
- i 12分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。
 - ii 労災看護専門学校においては、勤労者医療に関するカリキュラムの拡充を図るため、検討会を設置し、勤労者の健康を取り巻く状況の変化等を踏まえたカリキュラムの見直しを行う。
 - iii 労災リハビリテーション工学センターにおいては、歩行訓練の工学的研究、麻痺患者に対する機能的電気刺激の応用研究に基づき義肢装具等を開発するとともに、その成果をリハビリテーションに活用する。
 - iv 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るため、次のとおり取り組む。
 - (i) 医師臨床研修指定病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、当該プログラムに基づいて医師臨床研修を実施するとともに、指導医、研修医の意見を参考に臨床研修プログラムの改善に反映させる。
 - (ii) 勤労者医療の中核的役割に関する講義を重点項目の1つとして研修プログラムの充実を図り、当該研修プログラムに基づき、本部において職員の集合研修を実施し、受講生の意識改革及び理解を深める。
また、研修における受講者の理解度に関するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、研修カリキュラムの充実反映させる。
 - v 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、5万8千人以上の救急搬送患者を受け入れる。
- イ 良質で安全な医療を提供するため、次のとおり取り組むとともに、患者満足度調査を実施し、全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。
- i 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審（更新を含む。）する。
 - ii チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。

iii 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動等を通じて、業務の改善に反映する。

iv 安全な医療を推進するため、医療安全に関する取組を点検するための「医療安全チェックシート」の見直しを行うとともに、各労災病院において医療安全に関する研修会を年2回以上実施すること、医療安全推進週間に参加すること等により、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図る。

⑤ 行政機関等への貢献

ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。

イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。

(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営

① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を一層促進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。

② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を一層促進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。

3 健康診断施設の運營業務

海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいては次のような取組を行う。

(1) センター利用者の確保等

① 海外勤務者や派遣企業に対する広報活動の強化により、健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万2千6百人以上確保するとともに、利用者満足度調査を実施し、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。

② 施設利用者に対する満足度調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。

③ 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析」(平成16年～平成18年の3年計画)及び「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明」(平成16年～平成18年の3年計画)についての調査研究を実

施するとともに、これまでの研究成果をホームページで情報提供し、1万6千件以上のアクセスを得る。

(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流

海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行う。

- ① 医療面の不安の大きい地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、現地日本人会等からの情報を調査分析し、必要な国、都市において海外巡回相談を実施する。
- ② 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談についての改善策の検討及び派遣対象地域の見直しを行う。
- ③ 海外勤務者が赴任地先で必要とする医療サービスの向上のため、現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施する。

また、研修生に対して研修効果の評価を行い、その結果に基づき次回研修の改善について検討する。

4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運營業務

労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行う。

(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施

産業保健関係者に対し、次のような取組を行うことにより延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。また、利用者満足度調査を実施し、研修又は相談の利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。

- ① 産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の向上を図るため、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研究のテーマや内容に関する産業保健相談員等による評価を行う。

また、利便性の向上を図るため、インターネット、情報誌を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。

- ② 産業保健関係者からの相談の質を確保するため、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家を確保し、専門的見地から相談に対する回答を行う。また、利便性の向上を図るため、インターネット、FAXによる相談の受付、頻出の相談をホームページへ掲載する。

(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助

産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取

組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図る。

① 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図るため産業保健相談員会議において検討を行う。これらにより、ホームページのアクセス件数については22万4千件以上得る。また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。

② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。

また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で本部主催の新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。

事業主に対しては、ホームページ、情報誌による広報を実施するとともに、事業主セミナーを開催し意識の啓発を行う。

5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務

助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行う。

(1) 効果的・効率的な支給業務の実施

助成金の効果的・効率的な支給を行うため、支給業務に関する評価方法等の検討を行う。

(2) 助成金に関する周知

ホームページに助成金に関するQ&Aを掲載するとともに、産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載する。

また、労働衛生関係団体及び業界団体等に対し、ポスター、パンフレット等を配布して周知活動を行うとともに、その機関誌等に助成金に関する記事の掲載を依頼する。

さらに、労働基準監督署、地域産業保健センターに対して助成金の周知について協力の依頼を行う。

(3) 手続の迅速化

手続きの迅速化を図るため、各産業保健推進センターにおいて使用する支給業務マニュアルの作成、事務処理用コンピュータシステムのプログラム見直しを行う。

また、助成金業務等に関する会議を開催し、不正受給防止の指示を行い、支給業務マニュアルの徹底を図り、必要に応じて情報収集等のため、実態調査を実施する。

6 未払賃金の立替払業務

(1) 立替払の迅速化

不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内とするため次の措置を講ずる。

- ① 迅速な審査のための、事務処理方法の改善を行う。
- ② 2～3回/月の立替払回数を原則週1回に拡大する。
- ③ 請求書の記載方法や立替払制度等を解説した破産管財人等向けの分かりやすいパンフレットを作成するとともに、制度や手続きを紹介するホームページを新たに作成し、情報提供を図る。

(2) 立替払金の求償

賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。

- ① 事業主等への求償等周知
事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関するホームページ、パンフレット等により周知徹底を図る。
- ② 清算型における確実な債権保全
破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加及びインターネットによる清算・配当情報を収集する。
- ③ 再建型における弁済の履行督促
再建型である民事再生事案等については、再生債務者等に対して債務承認書又は弁済計画書の提出督促及び弁済督促を行う。

7 リハビリテーション施設の運營業務

(1) 入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者毎の社会復帰プログラムを作成するとともに、定期的(3ヶ月に1回程度)にカウンセリングを実施し、社会復帰意欲を喚起することにより、社会復帰率を平成14年度実績に比し1ポイント以上高める。

(2) 都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。

8 納骨堂の運營業務

産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。

また、産業殉職者合祀慰霊式の開催時に満足度調査を実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得るとともに、調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。

(1) 労災病院については、新入院患者を確保することにより診療収入を確保するとともに、業務委託化の推進による人件費の抑制、近隣の労災病院が共同して物品の契約交渉を行うことによる物品調達コストの縮減、稼働率の高い機器の優先整備等を行う。

(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融资への年度別償還計画を確実に実行する。

2 予算

別紙1のとおり

3 収支計画

別紙2のとおり

4 資金計画

別紙3のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 4, 184百万円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第6 剰余金の使途

労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、期首の職員数(800人)以内とする。

また、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の「年度別削減計画」を策定する。

2 施設・設備に関する計画

(1) 労災病院に係る計画

勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行う。

① 病院名

関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院

② 予定額

総額 14,381百万円

(2) 労災病院以外の施設に係る計画

労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。

予定額 493百万円

年度計画予算

平成16事業年度

(労働者健康福祉機構)

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	340,051
運営費交付金	11,226
施設整備費補助金	14,874
その他の国庫補助金	28,398
民間借入金	1,756
求償権回収金	12,015
貸付金利息	246
貸付回収金	2,261
業務収入	266,643
受託収入	6
業務外収入	2,627
支 出	333,394
業務経費	290,160
本部業務関係経費	1,275
病院業務関係経費	240,331
施設業務関係経費	8,529
貸金援護業務関係経費	39,779
産業保健業務関係経費	246
施設整備費	14,874
受託経費	6
借入金償還	4,450
支払利息	653
一般管理費	23,251
物件費	9,271
人件費	13,048
退職手当	933

(注釈) 金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積もり]

16年度142,714百万円を支出する。

収 支 計 画

平成 1 6 事 業 年 度

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	320,364
經常費用	315,871
医療事業費	286,426
未払賃金立替払業務費用	24,701
一般管理費	4,092
財務費用	653
臨時損失	4,493
収益の部	304,997
經常収益	304,997
医療事業収入	264,922
運営費交付金収益	11,193
補助金等収益	25,335
寄付金収益	11
財務収益	249
その他の収入	3,286
臨時利益	0
純利益	△ 15,367
目的積立金取崩額	0
総利益	△ 15,367

(注釈) 金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資 金 計 画
平 成 1 6 事 業 年 度

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	407,579
業務活動による支出	306,020
投資活動による支出	30,235
財務活動による支出	4,450
次期中期目標の期間への繰越金	66,875
資金収入	407,579
業務活動による収入	323,274
業務収入	276,302
運営費交付金による収入	11,226
国庫補助金による収入	28,398
未収財源措置予定額収入	0
その他の国庫補助金収入	28,398
その他の収入	7,347
投資活動による収入	14,874
施設整備費補助金による収入	14,874
その他の収入	0
財務活動による収入	1,756
旧法人よりの繰越金	67,676

(注釈1)

未収財源措置予定額収入については、職場環境改善等資金貸付金の貸倒償却に充てるため、未収財源措置予定額のうち、本中期目標期間に労働安全衛生融資資金利子補給等補助金をもって償却に必要な額を財源措置される計画の収入である。

なお、本中期目標期間に措置されなかったものについては、償却時期に応じ本中期目標期間以降に必要な額を財源措置されるものである。

(注釈2)

金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。